

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し県が講じた措置及び講じようとする措置の内容

1 行政の対応状況等

(1) 倒産に至るまでの対応

① 操業開始以来、立入検査や地元住民の指摘などにより、

- 処分場（No. 1）に対する種別（安定型、管理型）の取扱い
- 処分場の技術管理者の未設置（昭和58年7月に資格取得）
- 廃棄物処理法違反（昭和58年7月、帳簿備え付け義務違反で5万円の罰金刑）
- 処分場（No. 3、No. 4）及び焼却炉（1.04t／日）の事後届出（昭和60年5月）
- 蒲の沢における滲出水の発生（昭和62年～63年）
⇒ 集水施設及び水処理施設の設置、遮水壁（総延長642.8m）の設置
- 悪臭問題の発生（平成2年4月、煙突の嵩上げ等）
- 大館沢における滲出水の発生（平成4年3月、回収措置）
- 処分場（No. 10）の崩落（平成7年7月）
⇒ 平成10年2月不起訴処分決定
- 道路側溝（平成7年9月）及び国有地（平成7年11月）への無断放流
- 処分場（No. 11）の漏水の発生（平成9年5月、使用停止命令、改善命令）

など様々な問題が提起されてきた。

② これに対して、県では、廃棄物処理法のもとで、是正・改善措置等の指示などを行うとともに、同法第18条の規定に基づき、蒲の沢や大館沢などにおける環境整備工事（集水工事等）、遮水壁の築造工事、焼却炉の改修工事などの状況について報告を求めるなどして、その適正処理について指導を行ってきた。

③ 一方、地元住民の代表的な団体である「浅内地区公害対策委員会（平成2年7月発足、平成7年8月解散）」に対しては、適宜、説明会等を開催し、各種データを公表するなど、地元住民の不安感の払拭に努めてきたが、同委員会の解散などを契機として、住民説明会等は開催されない状況となっていた。

④ 平成5年12月の産業廃棄物処分業の更新許可に当たっては、「能代の産廃を考える会」から更新許可を認めないよう要望されていたが、

- 更新の許可に関する基準に合致していること
- 蒲の沢などの滲出水の防止策を含めて、施設全体の環境保全対策が必要であること

等との観点から、「遮水壁を築造すること」などの条件を付して、更新の許可を行った。

- ⑤ また、平成7年6月の処分場の設置許可に当たっては、漏水防止対策が確立するまで許可しないよう地元住民団体から要望されていたが、

- 廃棄物処理法に定める基準に合致していること
- 平成5年7月に締結された能代市、浅内地区公害対策委員会、事業者の3者による「環境保全協定」は、将来計画として示された処分場の設置を認めることを前提として成立したものと認識していたこと

などの状況を踏まえ、処分場の設置を許可した。

- ⑥ この設置許可に対しては、「浅内自治会」や「能代の産廃を考える会」等が、平成7年9月に、処分場の構造、住民同意、事業者の適格性などについて違法性があるとして、許可を取り消すことを求めて秋田地方裁判所に提訴していたが、平成14年10月の弁論準備において、裁判所から「判決以外の解決方法」について提案された。

この提案を受け、原告・被告双方が和解に向けて協議を重ねてきた結果、平成16年5月に裁判所から和解条項案が提示され、同年7月に和解が成立した。

(2) 倒産以降における対応

① 平成10年度

- ・平成10年12月8日 ～ 12月24日

民法第697条（事務管理）の規定に基づき、最終処分場内に滞留している汚水や処理水を委託処理するなどの環境保全対策を行った。

- ・平成10年12月25日 ～ 平成11年3月31日

事業者の破産宣告日以降は、地方自治法第2条の規定に基づき、公共の福祉の観点から汚水処理等の維持管理を実施した。

- ・平成11年1月21日 ～ 3月31日

廃棄物処理法に基づく行政代執行により、大量に保管されているドラム缶・シュレッターダストを撤去するとともに、能代市公共下水道への接続工事、水処理施設の整備等を行った。

- ドラム缶の撤去等に係る廃棄物処理法に基づく措置命令(平成10年12月8日)
⇒ 県自らによる撤去作業の開始(平成11年1月21日)
- 浸出液による汚染防止に係る廃棄物処理法に基づく措置命令(平成11

年1月14日)

⇒ 県自らによる支障の除去の措置に着手(平成11年2月1日)

○ 産業廃棄物処理業の許可の取り消し(平成11年3月18日)

- ・平成8年10月29日付けで許可を受けた産業廃棄物収集運搬業及び平成10年8月11日付けで許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業の許可の取り消し

② 平成11年度 ～ 平成17年1月

- ・平成11年4月1日 ～ 平成17年1月31日

地方自治法に基づき、維持管理等の環境保全対策を実施した。

③ 平成17年2月以降

- ・平成17年2月1日 ～ 現在

原因者に対する責任を追及するとともに、産廃特措法の特定支障除去等事業実施計画に基づく「特定支障除去等事業」等により、維持管理等の環境保全対策を実施している。

表－6 原因者に対する責任の追及と行政代執行等

命令日等	対象者	措置内容
平成17年1月31日	事業者	汚染地下水の汲み上げ処理等の処分場の維持管理及び遮水壁の構築等に係る措置命令 ⇒ 県が維持管理を開始(平成17年2月1日)、遮水壁の構築等を開始(平成17年3月11日)
平成19年3月15日	元経営者	汚染地下水の汲み上げ処理等の処分場の維持管理並びに廃油入りドラム缶の撤去及び遮水壁の構築等に係る措置命令 ⇒ 県が維持管理を開始(平成19年4月3日)、遮水壁の構築等を開始(平成19年4月3日)、ドラム缶

		の撤去等を開始（平成１９年７月３０日）
平成１９年６月４日	元経営者	措置命令違反で告発 ⇒ 平成２２年１月に、略式命令により罰金５０万円の刑が確定
平成２０年２月２２日	－	国有地ため池等を県有地化 ⇒ 能代産業廃棄物処理センター内のため池や水路等の県有地化により、新たな最終処分場の建設に歯止め
平成２０年４月１日	－	遮水壁内側の土地の形質変更を制限 ⇒ 遮水壁の内側を廃棄物処理法第１５条の１７第１項に規定する指定区域に指定し、知事が土地の形質変更を制限
平成２０年６月１１日	関連法人及びその代表者	汚染地下水の汲み上げ処理等の処分場の維持管理に係る措置命令 ⇒ 県が維持管理を開始（平成２０年７月１日）

行政代執行及び事務管理に要した費用については、原因者に３，０５８，５６４，７４１円を請求した上で（平成２３年度までの分）、次の措置を講じた結果、２８，５２７，６８９円（平成２４年１２月末日現在）を徴収した。

- 元経営者の土地の差押（平成２０年２月、３月）
- 元経営者の年金の差押（平成２０年３月）
- 関連法人のマンション敷金の差押（平成２０年１０月）
- 元経営者、関連法人及びその代表者の普通預金の差押（平成２１年～２２年）
- 元経営者及び関連法人代表者のゴルフ会員権の差押（平成２２年４月）
- 元経営者及び関連法人代表者の生命保険解約返戻金等の差押（平成２２年７月）
- 事業者の資産（土地及び建物）の差押（平成２３年３月）
- 破産財団からの配当金（平成２３年３月）
- 元経営者等の所在確認及び資産調査の実施

また、平成１６年７月２３日に、地元住民５団体、能代市浅内財産区及び能代

市と「能代産業廃棄物処理センターの環境保全等に関する協定書」を締結し、地元と連携して能代産業廃棄物処理センター問題の解決に当たっている。

平成１６年８月には、協定当事者からなる能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会（以下「環境対策協議会」という。）を設立し、関係者が一堂に会し、情報提供、意見交換する場を設けた。環境対策協議会は、通常は、年度当初に前年度の水質調査データの報告及び当該年度の環境保全対策の説明、意見交換を行い、年度後半に次年度の環境保全対策に係る説明、意見交換を行っているほか、必要に応じて開催し、地元の意見を聴きながら環境保全対策を実施している。

④ 環境保全対策費

県が平成２３年度までに維持管理等の環境保全対策に要した費用は、表－７に示すとおり、約４６億円となっている。

表－７ 環 境 保 全 対 策 費

年 度	金 額	年 度	金 額
平成１０年度	１２億 ６００万円（※）	１８年度	７億４１００万円
１１年度	１億１３００万円	１９年度	１２億３２００万円
１２年度	１億 １００万円	２０年度	１億３７００万円
１３年度	９４００万円	２１年度	６６００万円
１４年度	１億１５００万円	２２年度	５８００万円
１５年度	１億４１００万円	２３年度	８３００万円
１６年度	１億１０００万円	合 計	４５億６７００万円
１７年度	３億７０００万円	２４年度	１億９３００万円

（※）：行政代執行に要した費用は１１億６２００万円（うち、国庫補助額が３億６２００万円）となっており、このうち５億９２００万円は財団債権として認められている。また、民法第６９７条に基づく事務管理に要した費用１８００万円は破産債権として認められている。なお、２４年度は予算額となっている。

2 今後講じようとする措置等

(1) 行政代執行等に要した費用の徴収

① 平成10年12月の倒産当初は、廃棄物処理法に基づく措置命令や行政代執行等のプロセスを踏む間もなく緊急対応が求められる状況にあったことなどから、民法第697条（事務管理）の規定に基づき、最終処分場内に滞留している汚水の処理委託及び処理水の地元自治体への委託処理などの環境保全対策を講じた。この事務管理に要した費用（18,263千円）については破産債権として認められたものの、配当はなかった。

② 平成10年12月8日及び平成11年1月14日に、事業者に対して、廃棄物処理法に基づく措置命令を行ったが、事業者は命令に係る措置を講ぜず、また、その後も講ずる見込みがないため、県自らがその支障の除去等の措置を講じた。その行政代執行に要した費用（1,602,865千円）については、財団債権として認められ28,015千円の弁済があったものの、その後事業者は破産廃止となった。

また、平成19年3月15日には元経営者に対し、平成20年6月11日には関連法人及びその代表者に対して、措置命令を発出したが、ともに措置を講ずる見込みがないため、県自ら処分場の維持管理等の措置を講じた。その行政代執行に要した費用（1,437,437千円）については、預金や生命保険の解約により、512千円を徴収している。

③ 引き続き、関係者に支払いを求めるとともに、資産調査並びに差し押さえた土地及び建物の換価等により費用の徴収に努めていく。

(2) 原因者の責任の追及

① 事業者が破産以降、県では、地方自治法第2条の規定に基づき、公共の福祉の観点から汚水処理等の維持管理を行ってきているが、平成15年6月の産廃特措法の制定を踏まえ、改めて廃棄物処理法第19条の5の規定に基づき、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行った者に対する措置命令を発出し、原因者である事業者等の責任を追及した。また、元経営者、関連法人及びその代表者に対しても措置命令を発出したほか、平成19年6月には、元経営者を措置命令違反で刑事告発した（平成22年1月に、罰金50万円の刑に処されている）。

現在発出してる措置命令は、平成25年3月31日までの期限となっているが、同年4月1日以降についても、新たな措置命令を発出し、原因者の責任を追及していく。原因者が命令に係る措置を講ぜず、また、講ずる見込みがない場合は、直ちに県自らが支障の除去等の措置を講じ、行政代執行に要した費用を求償する方針であるが、事業者に係る費用については、換価すべき財産も少ないこと等か

ら、現時点では、確実に徴収できる費用はない。

- ② また、排出事業者についても、マニフェスト等の関係帳簿の精査等により、委託基準違反等の事実が判明した場合は、当該排出事業者に対しても廃棄物処理法第19条の5及び同法第19条の6の規定に基づく措置命令を発出し、責任を追究する。

なお、行政代執行の着手後に不適正処分に関与した者が判明した場合の求償権を担保するため、廃棄物処理法第19条の8第1項後段の規定に基づく公告を行う。

しかしながら、事業者が倒産した際、マニフェスト等の関係帳簿の精査等を行ったが、排出事業者の委託基準違反等を示す証拠は確認できなかった。その後も現在に至るまで、新たな物証は見つかっておらず、これらの者から確実に徴収できる費用はない。

V 県における対応状況の検証、不適正処分の再発防止対策

1 能代産業廃棄物処理センター検証委員会の設置

能代産業廃棄物処理センターについては、地域の環境の保全をめぐって、長期にわたり地元住民を巻き込んでの紛争が続いており、地元住民のみならず県民の産業廃棄物処理に対する不安感をもたらしてきた。また、事業者の倒産以降、県が維持管理を行っている処分場については、安定化するまでの相当の間、引き続き多額の県費負担が見込まれるなど大きな課題となっていることから、第3者の視点で同センターに関するこれまでの県の一連の対応状況等について検証し、今後の廃棄物行政に生かしていくため、平成15年10月28日に、外部の有識者で構成する「能代産業廃棄物処理センター検証委員会」を設置した。

表－8 能代産業廃棄物処理センター検証委員会委員

分野	氏名	備考
行政関係	小賀野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授 (委員長)
弁護士	湊 貴美男	湊法律事務所
廃棄物関係	菅 原 拓 男	秋田大学工学資源学部教授
	羽 田 守 夫	秋田工業高等専門学校教授
	本 橋 豊	秋田大学医学部教授

2 検証の方針

検証委員会では、次の方針に基づき検証を行った。

(1) 基本方針

現在、能代産業廃棄物処理センターの施設の維持管理については、県が事業者に代わって、汚水処理等の維持管理を行うなど汚染拡散防止対策を講じているが、「なぜ、こうした事態に至ったのか」、「こうした事態を防ぎ得なかったのか」、「なぜ、多額の県費を投入しているのか」などについて、廃棄物処理法の枠組みの中で、これまで行政や事業者が対応してきた状況などを踏まえ、その問題点と責任の所在を明らかにすることを基本方針とする。

(2) 責任についての考え方

行政の責任を検討する前提となるのは、行政対応の評価である。行政は、廃棄物処理法の実施のために諸権限を与えられているが、本委員会は、同法のもとで秋田

県が行使した行政対応が当時の具体的状況に照らして適切であったのか、また、本来求められるべき権限行使といえるのかについて検証する。

(3) 検証の視点

行政の責任の判定に当たって、行政の対応の検証にとどまらず、本件事案の特殊性や当時の法システムについても言及しなければならない。本件事案を、法制、国または自治体の体制など、システム全体の問題として受けとめる必要がある。

3 検証の方法

検証は、能代産業廃棄物処理センターの創業から倒産までと同センターの倒産以降における県の行政対応状況等について、廃棄物処理法の改正経緯を踏まえ、同センターと青森・岩手県境不法投棄現場の現地調査による比較検討や、地元住民団体からの意見聴取を行いながら、同センターに係る主な事項について、時系列的に整理して、次の論点ごとに行った。

【論点ごとの検証】

- 創業から倒産に至るまでの対応
 - ・ 法令への適合性と行政の対応（廃棄物処理法の改正経緯との関係、浸出水等の処理形態）
 - ・ 県の指導要綱等に基づく行政指導のあり方（住民同意等との関係）
 - ・ 地元住民等への対応（浅内公害対策委員会に対する説明経緯等）
 - ・ 能代市、事業者、浅内公害対策委員会の3者で締結している「環境保全協定」の履行状況
 - ・ 県の指導体制
- 倒産以降の対応
 - ・ 民法に基づく事務管理
 - ・ 廃棄物処理法に基づく行政代執行（告発断念との関係）
 - ・ 地方自治法に基づく維持管理等の環境保全対策（求償権との関係）

4 検証の結果

検証委員会は、5回開催され、平成16年6月に検証結果の報告書が県に提出されたが、委員会としての結論及び提言された再発防止対策は、次のとおりである。

(1) 結 論

① 創業から倒産に至るまでの行政対応等について

能代産業廃棄物処理センターの創業から倒産に至るまでの間における同センタ

一に対する廃棄物処理法に基づく県の対応については、現在の環境行政における対応や県民の環境に対する意識からすれば甘く、事後的な事務処理や同法に基づく手続きに不備が見られるなど、対応が必ずしも十分でなかったなど適切さを欠くと評価される部分がある。ただし、それを違法とまでは評価することはできず、行政として重大な落ち度があったとまでは認めることはできない。

② 倒産以降の行政対応等について

能代産業廃棄物処理センターの倒産以降における対応については、民法を活用した緊急避難的な対応や地方自治法を根拠とした処分場の維持管理を実施するなどの環境保全対策を講じてきた結果、地域の環境保全は確保されており、また、地元住民からの陳情書などにもみられるように一定の評価がなされており、倒産以降における行政対応としては、迅速かつ的確な措置であったものと考えられる。

③ 総括

現在の法制度のもとで、これまで実施してきた能代産業廃棄物処理センターに対する県の行政対応を総括すると、その時々における廃棄物処理法のもとで、相当程度の行政対応が行われてはきたが、特に、以下に示すように、創業から倒産に至るまでの間においては、結果として、それが必ずしも地元住民の不安感や不信感の解消につながらなかったことについて、反省しなければならないものと考えられる。

- 最終処分場については、昭和52年3月から法で規制され、これに合わせて、その構造基準等が定められたものの、遮水構造などについては厳密に定められていないなど技術的に模索する時期がしばらく続き、当該センターの操業開始時期に重なっていたため、それが住民不安の一因となっていた。また、その当時の基準は今ほど厳しくなく、現時点からみれば、県の監視指導は十分ではなかった。
- 初期の段階で、「技術管理者の未選任」、「帳簿の備付義務違反」及び「最終処分場や焼却炉の事後届出」など違法性のある事案が認められ、現時点からみれば、告発や改善命令を発出するなどの措置を講ずることにより、事業者の遵法意識を高め、適切な行動を求める必要があった。この点、県は、問題が発覚する度に、その時点の法体系のもとで、改善のための指導を行うとともに、監視体制の強化などにより対応してきたが、根本的な解決に至らなかったといわなければならない。
- 県は、法の許可基準に合致すれば許可しなければならないという仕組みの中で、地元住民の理解を深めるため、地元の代表的な団体である「浅内地区公害対策委員会」への説明会を適宜開催するなどして対応し

てきたが、処分場設置許可処分取消請求訴訟が提起されたことを契機に、地元住民との話し合いが十分に行われなくなるなど、地元住民との意思疎通や情報提供を積極的に行おうとする意識や姿勢が希薄であった。

（２）再発防止対策

検証委員会では、行政の対応状況等を明らかにすることを主眼として検証を行ったが、今後の廃棄物行政に生かしていくためにも、本事案を教訓として、５つの改善策を提言している。

同委員会では、これに加えて、本事案のような、平成１０年６月１７日以前に供用されている、いわゆる既設最終処分場については、今後、その設置者が維持管理能力を喪失することも十分あり得るから、埋立終了後における適正な維持管理を確保するための新たな制度の創設について、引き続き、国に対して強く要望を行っていくべきであるとしている。

- 産業廃棄物処理業者等に対する指導の徹底と研修の強化
- 監視指導体制の強化
- 市町村及び関係部局との連携の強化
- 行政処分等の積極的な公表や地元住民に対する情報提供
- 地元住民との対話の重視

５ 検証結果を踏まえた今後の再発防止策

（１）産業廃棄物処理業者等に対する指導の徹底と研修の強化

- 過去数次にわたる廃棄物処理法の改正による規制の強化と平成１３年５月の行政処分の方針に関する国の通知を踏まえ、県では、産業廃棄物処理業者等に対して適正処理を指導するとともに、不適正な処理・処分が確認された場合には積極的に改善命令等を発出するなど厳正に対処している。
- また、廃棄物処理法の改正等を踏まえ、（社）秋田県産業廃棄物協会など関係団体と協力しながら、機会あるごとに、関係法令の周知徹底や環境保全意識の向上に努めている。

（２）監視指導体制の強化

- 県では、平成４年度に廃棄物対策室を、平成１２年度に環境整備課をそれぞれ設置している。さらに、平成１６年度には、環境整備課内に新たに適正処理推進班を設置するとともに、事業所への立入調査権を付与した「環境監視員」を各保

健所に計28名を配置するなど、監視指導体制の強化を図っている。

- 平成6年2月に県警察本部、海上保安部、(社)秋田県産業廃棄物協会等との情報交換を目的に設置した「秋田県産業廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」を通じて関係機関との連携を図っている。また、平成12年度からは、県、県警察本部及び海上保安部による合同のスカイパトロールを実施するとともに、平成13年度からは北東北3県で合同のスカイパトロールを実施するなど、監視指導の強化に努めている。なお、スカイパトロールについては、平成15年度からは山形県、宮城県、福島県が参加している。
- 一方、平成14年度には、北東北3県が同一の内容で「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」及び「産業廃棄物税条例」を制定するなど、産業廃棄物の適正処理の促進に向けて、制度面からも北東北圏域が一体的に取り組む体制となっている。
- また、保健所の担当職員に対して、産業廃棄物処理業者等の経理的評価の手法について研修を行うなど、危機管理意識の醸成を図ることとしている。

(3) 市町村及び関係部局との連携の強化

- 産業廃棄物処理施設等における適正処理を推進するため、今後とも、関係市町村や他の部局との情報交換を密に行い、一層の連携強化を図っていくこととしている。
- また、産業廃棄物処理業者については、必要に応じ、中小企業診断士の指導を受けながら、財務諸表などにより事前にチェックするなど、その経営状況等の把握に努めている。
- 一方、廃棄物の減量化とリサイクル関連産業の育成・活性化を図るため、県独自のリサイクル製品認定制度を平成16年4月に創設したところであり、関係部局はもとより市町村とも連携しながら、循環型社会の形成に向けて取り組んでいる。

(4) 行政処分等の積極的な公表や地元住民に対する情報提供

- 改善命令や措置命令といった行政処分については、地元住民の不安感や不信感を助長しないため、今後、積極的に公表する方向で検討を行うこととしている。
- また、産業廃棄物処理施設を適切に運営していくためには、地元住民の理解が不可欠であることから、当該施設に起因する事故等が発生した場合には、速やかに公表しているが、今後とも、地元住民等に対しては、積極的に情報の提供を行うこととしている。

(5) 地元住民との対話の重視

- 産業廃棄物処理施設に関する問題が長引くような事案については、地元住民と徹底した話し合いを行うことが必要であることから、能代産業廃棄物処理センタ

一の事案で設置した「浅内環境再生懇談会」のような場や第3者による仲介の機会を設けることなどにより、問題の早期解決に努めることとしている。

- 産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、必要に応じ、事業者、地元住民等による「環境保全協定」を締結し、廃棄物の処分状況や環境調査の結果などを公表するとともに、協定の内容もその後の状況変化に柔軟かつ的確に対応できるよう指導することとしている。

6 第2次能代産業廃棄物処理センター検証委員会の設置

能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策の実施に当たり、現行実施計画に基づき、国の財政支援を受けながら行ってきた結果、処分場周辺の地下水の汚染状況が改善されるなど、一定の成果が得られている。

新たな実施計画の策定（現行実施計画の変更）に当たっては、これまで県が行った措置について、必要に応じて検証することが求められているが、平成15年に設置された検証委員会が、平成16年6月にそれまでの県の対応を検証していることから、平成16年7月以降の県の対応を検証することとした。

検証に当たり、平成15年に続き、県以外の第三者（前回の検証委員）による検証を行う新たな検証委員会を設置し、その結果を新たな実施計画に反映させることとした。

表－9 能代産業廃棄物処理センター検証委員会委員

分野	氏名	備考
行政関係	小賀野 晶 一	国立大学法人千葉大学法経学部長 (委員長)
弁護士	湊 貴美男	湊法律事務所
廃棄物関係	菅 原 拓 男	国立大学法人秋田大学名誉教授
	本 橋 豊	国立大学法人秋田大学理事、副学長

7 検証事項

平成16年の検証結果及び現行実施計画の変更における検証に係る国の方針を踏まえ、次の5つの事項を中心に検証を行った。

(1) 原因者に対する責任の追及

措置命令等による責任の追及は、時機を逸することなく適切に行われたか。

(2) 行政代執行等

行政代執行等について、時機を逸することなく適切に行われたか。

(3) 行政代執行及び事務管理に要した費用の徴収

費用の徴収に向け、原因者に対して、関係法令に基づき必要な措置を講じたか。

(4) 地元市及び住民への対応

能代市及び地元住民団体等と連携して能代産業廃棄物処理センターの問題解決に当たっているか。

(5) 再発防止対策への対応

前回の検証委員会で提言があった5つの再発防止対策が、適切に行われているか。

8 検証の結果

検証委員会は、2回開催され、平成25年1月に検証結果報告書が県に提出された。委員会としての結論及び提言された再発防止対策は、次のとおりである。

(1) 結 論

本委員会では、前回の検証委員会の検証結果報告書を踏まえ、平成16年7月以降の県の対応について、5つの事項を中心に、廃棄物処理法や行政代執行法等に基づく権限行使が時機を逸することなく適切に行われたのか等の視点で検証を行った。

各事項の検証結果を踏まえると、全体的には、妥当な対応であったと評価する。ただし、個別の事項においては、以下のとおり、新たな課題への対応等、一層の取組強化が求められる。

① 「原因者に対する責任の追及」については、事業者のほか、関連法人などの関係者に対しても措置命令を発出するとともに、元経営者の告発など、実施すべき措置は適切に講じていると評価する。引き続き、処分場の状況を踏まえ、維持管理等の必要な措置を求めていく必要がある。

② 「行政代執行等」については、地域における生活環境の保全のため、能代産業廃棄物処理センターの処分場周辺の各沢の環境保全対策を行ってきた結果、ベンゼン等のVOCの値が、概ね環境基準値以下に低減していることから、これまでの県の環境保全対策を評価する。また、各沢のVOCを含んだ汚水は、全量回収して浄化処理を行っており、周辺住民の健康に影響がないよう対策を講じていると評価する。今後は、処分場内外において高濃度で検出されている1,4-ジオキサンについて、引き続き注意深く監視するとともに、その除去促進に取り組む必要がある。

ドラム缶等が大量に埋め立てられたと思われる昭和55年から昭和60年当時の県の指導監督については、埋立てから約30年が経過し、当時の状況を正確に把握できないため、検証は困難であった。なお、平成5年の廃棄物処分業の更新

許可については、許可に関する基準に合致していたため許可したものであるが、こうしたことも含め、当時の県の対応は、現時点からみれば必ずしも十分であったとは言えないことから、二度とこのような事態を招かないよう、引き続き産業廃棄物処理業者に対する指導の徹底や監視体制の強化に努める必要がある。

国有地の県有地化や区域指定により、処分場内の土地利用を制限したことについては、新たな処分場建設の抑止に大きな効果があったと評価する。

- ③ 「行政代執行及び事務管理に要した費用の徴収」については、実施すべき措置は、ほとんど講じていると評価する。引き続き、元経営者等の関係者への費用請求、資産調査、資産の差押・換価等により、可能な限り徴収に努める必要がある。
- ④ 「地元市及び住民への対応」については、地元との定期的な意見交換や情報提供、必要に応じた対応を行い、良好な関係を築いており、地元住民団体からも高い評価を得ている。また、ドラム缶等が埋まっていることを危惧している地元住民の要望を踏まえ、今後初期の処分場調査を行うこととしているが、引き続き地元住民の不安解消に努める必要がある。
- ⑤ 「再発防止対策への対応」については、前回の検証後、新たな事案は発生しておらず十分な再発防止対策を講じていると評価する。引き続き、警察、県関係部局、市町村及び地元住民との連携を図り、更に監視体制を強化する必要がある。

(2) 再発防止対策

県では、前回の検証委員会の提言を受けて、再発防止対策に取り組んできた結果、県内において、県が行政代執行により不法投棄等を撤去するといった新たな事案は発生していない。しかし、本委員会では、二度とこうした事態を招かないよう、再発防止に向けた対策を継続する必要があると考え、引き続き、次の5つの対策を実施することを提言する。

- 産業廃棄物処理業者等に対する指導の徹底と研修の強化
- 監視指導体制の強化
- 市町村及び関係部局との連携の強化
- 行政処分等の積極的な公表や地元住民に対する情報提供
- 地元住民との対話の重視

9 検証結果を踏まえた今後の再発防止策

(1) 産業廃棄物処理業者等に対する指導の徹底と研修の強化

- 産業廃棄物処理業者等に対しては、各保健所で適正処理を指導するとともに、不適正な処理が確認された場合には、改善命令を発出するなど、厳正に対処して

いる。

- 廃棄物処理法の改正に当たり、県のウェブサイトによる情報提供や建設業者への説明会を実施するなど、関係者に対し、法令の周知徹底や環境保全意識の向上に努めている。
- 優良な産業廃棄物処理業者等の育成に向け、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会が実施する産業廃棄物適正処理の促進・啓発のための研修や相談事業に対して助成している。

(2) 監視指導体制の強化

- 平成16年度に、環境整備課に新たに適正処理推進班を設置している。
- 事業所への立入調査権を付与した「環境監視員」を各保健所に計24名配置するとともに、各保健所管内に不法投棄監視カメラを配置し、不法投棄等の監視に当たっている。
- 各保健所で、廃棄物関係監視指導計画を策定し、施設の種類ごとに立入回数を定め、監視指導を行っている。

(産業廃棄物関係施設立入調査及び指導件数)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
立入調査件数	1, 146	1, 445	1, 294	1, 217	1, 052
指導件数	112	268	310	230	143

- 北東北3県が、平成14年度に同一の内容で制定した「秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」及び「秋田県産業廃棄物税条例」に基づいて、県外からの産業廃棄物の搬入に当たり、生活環境の保全に支障が生じないように事前に審査を行っているほか、産業廃棄物税等を活用し、産業廃棄物の排出抑制事業を実施するなど、産業廃棄物の適正処理に向けた取組を行っている。

(産業廃棄物税等の収入額及び実施事業の内容)

単位：百万円

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
産業廃棄物税	311	287	203	211	230
環境保全協力金	39	40	32	36	33
主な事業内容	・ 産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルを促進する取組の推進 ・ 産業廃棄物の適正処理の促進等				

- 県警察本部、秋田海上保安部、秋田市、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会等

からなる「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」を通じて関係機関との連携を図っており、協議会の事業として県、県警察本部及び秋田海上保安部による合同のスカイパトロールを実施し、監視強化に努めている。

- 不法投棄防止対策について地域で協議するため、各保健所に県、市町村、警察等を構成員とする地域協議会を設置するなど、地元市町村や他部局との情報交換を密に行い、一層の連携及び監視体制の強化を図っている。
- 建築物等の新築、解体等の工事に伴って生じる建設廃棄物については、建設部局等と合同でパトロールを実施し監視・指導を行っているほか、アスベスト廃棄物、PCB廃棄物、農業用廃プラスチックや畜産廃棄物の適正処理についても、関係部局と連携を図っている。
- 不法投棄が問題となっている硫酸ピッチの発生を防止するため、県、県警察本部、関係業界で組織する「秋田県不正軽油対策協議会」を通じて啓発活動を行っている。
- 不適正処理事案を抱える地方自治体で構成する「産業廃棄物不適正処理事案関係自治体連携会議」を活用し、対応事例等について情報交換を行っている。
- 市町村廃棄物担当国会議を開催し、廃棄物処理施設の設置や不適正処理事案などに関する情報の交換や共有を図っている。
- 環境省に職員を派遣するなど、職員の資質向上に努めているほか、「産業廃棄物対策研修（産廃アカデミー）」など国が行う研修の受講により、職員の専門知識の向上に努めている。
- 若手職員を対象に、産業廃棄物処理業者に対する指導や不適正処理事案の対処などについて、研修会を開催している。

（３）市町村及び関係部局との連携の強化

- 中核市である秋田市と県で担当国会議を開催し、廃棄物処理法の産業廃棄物処理業や処理施設の許可事務等に係る情報交換を行っている。
- 県警察本部、秋田海上保安部、秋田市、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会等からなる「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」を通じて関係機関との連携を図っており、協議会の事業として県、県警察本部及び秋田海上保安部による合同のスカイパトロールを実施し、監視強化に努めている。（再掲）
- 不法投棄防止対策について地域で協議するため、各保健所に県、市町村、警察等を構成員とする地域協議会を設置するなど、地元市町村や他部局との情報交換を密に行い、一層の連携及び監視体制の強化を図っている。（再掲）
- 建築物等の新築、解体等の工事に伴って生じる建設廃棄物については、建設部局等と合同でパトロールを実施し監視・指導を行っているほか、アスベスト廃棄物、PCB廃棄物、農業用廃プラスチックや畜産廃棄物の適正処理についても、

関係部局と連携を図っている。(再掲)

- 不法投棄が問題となっている硫酸ピッチの発生を防止するため、県、県警察本部、関係業界で組織する「秋田県不正軽油対策協議会」を通じて啓発活動を行っている。(再掲)

(4) 行政処分等の積極的な公表や地元住民に対する情報提供

- 能代産業廃棄物処理センターに係る措置命令や行政代執行については、地元住民が不安感や不信感を持たないように、積極的に公表しているほか、民間の産業廃棄物事業者から能代産業廃棄物処理センターの事業再開等に関する照会があった場合、その内容について地域住民に情報提供している。
- 産業廃棄物処理業許可や産業廃棄物処理施設設置許可の取消し処分を行った場合は、環境省のウェブサイトを通じて事業者名や取消理由を公表している。

(5) 地元住民との対話の重視

- 産業廃棄物処理施設に関する問題が長引くような事案については、能代産業廃棄物処理センターの事案で設置した協議会のような地元住民と徹底した話し合いを行う場を設け、問題の早期解決に努めることとしている。
- 産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、必要に応じ、事業者が地元住民等と協定を締結し、廃棄物の処分状況や環境調査の結果などを公表するとともに、その後の状況変化に柔軟かつ的確に対応できるように指導することとしている。
- 産業廃棄物最終処分場の設置に当たって住民の意思がより反映されるよう、平成22年度に周辺住民や隣接土地所有者の同意における、隣接土地所有者の範囲を見直した。

VI その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に際し配慮すべき重要事項

1 支障の除去等の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項

(1) 水質等への影響に関する配慮

県では、能代産業廃棄物処理センターの倒産以降、周辺環境への影響を把握するため、表－１０に示す環境モニタリング計画に基づき調査を実施してきており、今後も引き続き実施する。

特に、支障の除去等の実施に伴う現場周辺環境への汚染拡散の有無を把握するため、これまで実施しているモニタリングを基本として、遮水壁の内側・外側及び能代産業廃棄物センター敷地外等に調査地点を設定するなど、調査地点及び調査項目について、水質の状況等を精査し、適宜見直しを行いながら環境モニタリングを実施する。

表－１０ 環境モニタリング計画

区 分			地 点 数	実 施 頻 度	調 査 項 目
水 質	下 水 道 放 流 水		1	年 6回	○ 生活環境項目（pH、SS、BOD等） ○ 有害物質（重金属、VOC）、ダイオキシン類
	周 辺	周 辺 集 落 井 戸 水 （ 浅 内 等 4 集 落 ）	7	年 1回	
	環 境	公共用水域（大館沢、蒲の沢、寒堤、小野沢堤）	11	年 1～6回	
	場 内 汚 水	浸出水、周辺滲出水等	8	年 1～4回	
		地下水（揚水井戸、調査井戸）	48	年 2～4回	
		調 整 池 等	9	年 12回	
底 質	寒 堤 、 小 野 沢 堤		2	年 1～2回	○ 有害物質（重金属、VOC）、ダイオキシン類
汚 泥	汚 水 処 理 施 設 脱 水 汚 泥		2	年 2回	

(2) 大気等への影響に関する配慮

支障除去等の事業の実施に当たっては、その事業内容を精査した上で、環境への影響が懸念される場合には、大気、騒音、振動等必要な項目について調査を実施する。

(3) 環境モニタリング結果の公表

環境モニタリングの結果については、すみやかに、地元住民などに公表するものとする。

(4) 緊急時の連絡体制等

支障除去等の事業の実施に当たっては、事故及び不測の事態により環境への影響が生じた場合に備えて、情報収集、被害拡大防止対策、復旧対策などについて迅速かつ適切に進められるように事前に対応を整理するとともに、関係市町村、消防、警察、報道機関等に対する緊急時の連絡体制を整備する。

2 実施計画策定に当たって住民の意見等が反映される必要な措置

- (1) 実施計画の策定に当たっては、地元自治体（能代市）、地元住民に対しあらかじめ十分な説明を行い、地元住民等からの意見等が実施計画に反映されるよう努める。
- (2) また、地元住民団体、地元自治体、県等で構成する「能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会（平成16年8月設置）」の場などを通じて、実施計画や環境モニタリング等について協議し、地元住民等の意見が反映されるよう取り計らうこととする。

能代産業廃棄物処理センターに係る
特定支障除去等事業実施計画書

(平成25年 月変更)

秋田県生活環境部環境整備課

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

TEL 018-860-1625

FAX 018-860-3856

Eメール recycle@pref.akita.lg.jp